参考資料

●町内代議員名簿・・								•	•		•	•	•	•	1 🖇
●役員・部会員名簿・								•			•		•	•	2 🖫
●村上地域まちづくり	り協議会	€規約						•					•	•	3 ~ 6 ॐ
●村上地域まちづくり	り協議会	èの報 [∙]	償金(の取	り扱	いに	つい	て					•	•	7 ॐ
●村上市地域まちづく ●	くり協調	養会地:	域づ	くり	支援	事業	補助	金	交付	寸要	綱				8 ~ 15 🖇

村上地域まちづくり協議会

町内代議員名簿

(敬称略)

NO	行政区名		代議員名
		1	丹羽 正玄
1	羽黒町	2	河村 幸雄
		3	畠山 和善
2	長井町	4	中島英一
3	上町	5	矢部 英夫
4	大町	6	佐藤 正次
5	小町	7	五十嵐 満
	-	8	木村 公一
6	庄内町	9	飯沼 勝博
7		10	森本 明美
7	久保多町	11	東海林 新
8	片町	12	尾﨑 敏
9	上片町	13	大滝 豊
10	加賀町	14	佐藤・一敏
4.4	é m	15	髙橋和
11	泉町	16	髙橋 義隆
40	+ <i>⊆</i>	17	木村 幸次
12	塩町	18	山中 敏夫
13	寺町	19	髙橋 正躬
14	大工町	20	板垣 功
15	細工町	21	山田 則夫
16	安良町	22	齋藤 与志守
17	小国町	23	木村 章二郎
18	鍛冶町	24	板垣 和伸
		25	市岡 洋一
19	肴町	26	楠田 正
		27	吉川強
		28	東海林弘
20	大欠	29	岩田 孝義
		30	佐藤 竹四
21	幸町	31	板垣 征志郎
22	田端町	32	丹 雄二
22		33	高橋 良寛

NO	行政区名		代議員名
0.0	++ ++	34	小林 博
23	若葉町	35	田村 清一
24	希望ケ丘住宅	36	本間 ハナコ
25	中川原団地	37	稲葉 寿子
26	南町一丁目	38	飯沼 良明
		39	菊池 俊征
27	南町二丁目	40	斉藤 順子
		41	倉松 淳志
		42	池田・恵一
28	山居町一丁目	43	前田 鐵太郎
		44	本間 準二
		45	田村誠
29	山居町二丁目	46	高橋 満
			小山 美栄子
30	飯野西	48	駒沢 智
31	飯野一丁目	49	山田 昇一郎
32	飯野二丁目	50	大滝 正夫
33	飯野三丁目	51	本間 努
33	助到二J日	52	志田 清志
34	飯野桜ケ丘	53	相川 正敏
35	口黒呕	54	平山 邦彦
36	二之町	55	渡辺 憲一
30	— 之 ^四	56	安達 伸一
37	三之町	57	吉村譲
		58	石田 辰男
38	新町	59	成田 武男
		60	日吉 昌平
39	堀片	61	高橋 武志
	<i>4</i> 田/ I	62	石田 納
40	杉原	63	本保雅二
	1ン/示	64	須田 徹
41	石原	65	長谷川 ヨリ子

41町内65名

村上地域まちづくり協議会 役員・部会員名簿

(平成27年4月1日現在)

_■ 役	員		
	役職等	氏 名	町 内
1	会 長	山口 治雄	新町
2	副会長	板垣 藤生	杉原
3	副会長	富樫 三男	大欠
4	事事事事事事事事事事 幹幹幹幹幹 幹幹	山際 千春	三之町
5	幹事	加藤悦郎	上町
6	幹事	近藤 悌次	飯野三丁目
7	幹事	布施 勝晴	堀片
8	幹事	板垣 一夫	加賀町
9	幹事	市岡清一	鍛冶町
10	幹事	小出 洋	飯野西
11		山田茂也	山居町二丁目
12	環境整備部会長	木村 三男	飯野一丁目
13	伝統文化部会長	桑原 猛	飯野西
14	生活安心部会長	木村 徹	羽黒町
15	地域活性部会長	近藤 正敏	小町
16	開	池田 章子	堀片
17	監事	佐藤 健二	鍛冶町

※役員の任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

■ 専門部会員

	<u> </u>		
	所 属	氏 名	町 内
1	環境整備部会	加藤 治郎	羽黒町
2	環境整備部会	菊池 千代恵	二之町
3	環境整備部会 環境整備部会	建部 ミサキ	南町二丁目
2 3 4 5	環境整備部会	渡邊・イツ子	若葉町
5	環境整備部会	吉川 敦子	泉町
6	環境整備部会	吉川 敦子 倉松 淳志	南町二丁目
	環境整備部会	大西 敏	山居町二丁目
8	伝統文化部会	近 茂	久保多町 鍛冶町
9	伝統文化部会	片野 鉄雄	鍛冶町
10	伝統文化部会	髙橋・勇士	鍛冶町
11	伝統文化部会	竹内裕	二之町
12 13	伝統文化部会	髙橋 淳一	塩町
13	伝統文化部会	三須を大也	若葉町
14	生活安心部会	塚田 文也	飯野一丁目
14 15	生活安心部会	伊部 厚子	山居町二丁目
16	生活安心部会	力D藤岡」	小国町
17	生活安心部会	渡邊 常教	飯野二丁目
18	生活安心部会	貝沼 昭子	上片町
19	生活安心部会	板垣 喜和子	飯野三丁目 二之町 細工町
20	生活安心部会	鈴木 渉	二之町
21	地域活性部会	福井 節男	細工町
22	地域活性部会	本田 直也	小国町
21 22 23	地域活性部会	藤井 和徳	小国町
24 25	地域活性部会	成田 健一	安良町
25	地域活性部会	鈴木 美奈子	小町
26	地域活性部会	中村優也	大工町
27	地域活性部会	本間の研二	肴町

■ 事務局

	所属	氏 名	町内
1	事務局員	矢部 和貴	肴町
2	事務局員	林 洋一	羽黒町

村上地域まちづくり協議会規約

平成24年3月18日制定

(目的)

第1条 本会は、地域に暮らす住民がお互い知恵を出し合い、協力し合って、住民自らが 地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、活気と魅力あふれる 元気な地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、村上地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

- 第3条 本会の事務所は、村上市役所自治振興課内(村上市三之町1番1号)に置く。 (事業)
- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
 - (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
 - (3) 安全及び安心に関すること。
 - (4) 環境の保全及び改善に関すること。
 - (5) 地域資源の有効活用に関すること。
 - (6) 地域の産業振興に関すること。
 - (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
 - (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、村上地域に居住する人及び村上地域で事業を実施する個人若しくは法人 又は村上地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事 10名以内
 - (4) 専門部会長 4名
 - (5) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、役員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。
- 3 幹事は、村上地区区長会が推薦する区長をもって充てる。
- 4 専門部会長は、専門部会員の互選により選出し、会長が選任する。 (役員の職務)
- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、協議会の運営を補佐する。
- 4 専門部会長は、本会の運営を補佐し、各専門部会の事業を総括する。

- 5 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。 (役員等の任期)
- 第8条 役員及び専門部会員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠により選出された役員及び専門部会員の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員等の報償金)
- 第9条 役員及び専門部会員に対して、報償金を支払うものとする。
- 2 報償金の額は、別に定める。

(代議員)

- 第10条 代議員は、本会を構成する各区から選出された住民とし、各区の選出代議員数は、 各区の人口に応じて別表の基準によるものとする。
- 2 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。
- 3 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 補欠により各区から選出した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、代議員になることができない。 (顧問)
- 第11条 本会は、顧問を必要に応じて置くことができる。
- 2 顧問は、役員会において選出し、会長が選任する。 (会議)
- 第12条 本会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。 (総会)
- 第13条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項の ほか、本会の目的を達成するために必用な事項を審議決定する。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の 3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

- **第14条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数 (表決委任者を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、 事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

- 第15条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。
- 2 役員会は、会長、副会長、幹事及び専門部会長をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- **3** 役員会は、役員会を構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。 (専門部会)
- **第16条** 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門 部会を設置する。
 - (1) 環境整備部会
 - (2) 伝統文化部会
 - (3) 生活安心部会
 - (4) 地域活性部会
- 2 専門部会は、本会の構成員をもって構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂 行できないときは、その職務を代行する。
- 7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

- 第17条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局員を置き自治振興課担当職員を充てる。
- 3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。 (会計)
- 第18条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、補助金、委託料及びその他収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において 予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるも のとする。

(監査)

- 第19条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事 に提出し、その監査を受けなければならない。
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に 報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類 並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第21条 本会が各種取組みを推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び 管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に 諮り、別に定める。

附則

この規約は、平成24年3月18日から施行する。

別表 (第10条関係)

各区の人口数(12月末現在)	選出代議員数
300人以下	1名
301人以上、600人以下	2名以内
601人以上	3名以内

村上地域まちづくり協議会の報償金の取り扱いについて

(目的)

1.この取り扱いは、村上地域まちづくり協議会の報償金に関して定めたものである。

(報償金の額)

2.報償金は、次のとおりとする。ただし、就任期間が1年に満たない場合、報償金の12分の1に就任月数を乗じた額とし、100円未満を切り捨てる。

役職	金額
会長	30,000円(年額)
副会長	20,000円(年額)
幹事	10,000円(年額)
専門部会長	20,000円(年額)
監事	5,000円(年額)
専門部会員	10,000円(年額)

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱

平成24年3月18日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、村上地域まちづくり協議会(以下「協議会」という。)で定めた 地域のまちづくりの理念及び将来像の実現のために、村上地域の町内が行う地域づ くり支援事業に要する経費について、協議会が助成する補助金の交付に関して必要 な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「補助金」とは、協議会の予算の範囲内において交付する 補助金をいう。
- 2 この要綱において「地域づくり支援事業」とは、別表の対象事業欄に掲げる事業 をいう。

(事業内容、対象経費及び要件等)

第3条 この要綱において、事業内容、対象経費と要件、補助期間及び補助金の限度 額は、別表に定めるところによる。

(補助事業の申請)

- 第4条 町内の区長は、この要綱に基づく補助事業に着手しようとするときは、会長の定める期日までに、地域づくり支援事業計画申請書(様式第1号)を提出するものとする。
- 2 会長は、前項の計画申請書を審査し、適正と認めたときは、地域づくり支援事業計画承認書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績の報告)

第5条 区長は、事業が完了したときは、速やかに地域づくり支援事業実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に会長が定める書類を添えて、これを会長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第6条 会長は、実績報告書の提出があった場合において、当該書類審査及び必要に 応じて行う現地調査により、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付し た条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金額を確定し、地域づくり支援事 業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。 (補助金の交付)

- 第7条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付する。
- 2 区長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 会長は、区長が次のいずれかに該当したと認めたときは、その者に対し、補助金の交付の決定を取り消し、交付すべき補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を期限を定めて返還させることができる。

この要綱の規定に違反したとき。

偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付 を受けたとき。

補助金を当該補助金の目的以外に使用したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

対象事業	事業内容	対象経費と要件	補助期間	補助金の 限度額
1 青年会組織の 立上げ事業	町内又は複数町内で行う青 年会組織の設置	設置活動費。青年会の年齢は50歳以下とし、組織の人数要件は5人以上とする。1町内1組織に限る。	2年間	2万円
2 子育て支援事 業	町内又は複数町内で行う子 どもの居場所づくり事業	活動費。子どもの年齢は小学6年生以下とし、活動回数は、年間8回以上とする。1町内1事業に限る。	-	1万円
3 町内連携による交流事業	 複数町内で実施する交流 事業 	活動費。1事業に限る。	2年間	5万円
	伝統行事の参加受入れ 事業	活動整備費。参加受入は中学生以下1人以上を含むものとし、事務局を通じて広報する。村上大祭と七夕祭りは、除く。1町内1行事に限る。	ı	5千円
4 美しい町並み 事業	景観形成地区の生垣剪 定支援事業	活動費。高齢化や空き家などで所有者が整備困難な場合に限る。	-	2万円
	花と緑の整備事業	活動整備費。空き缶などの ごみ拾いに係る経費は除 く。		2万円
5 元気づくり事業	町内の課題解決や活動の 充実又は活性化につながる 事業。		-	30万円

付記

- 1 食糧費(飲食代)及び他の助成対象経費は、すべての対象事業において補助対象外経費とする。
- 2 補助事業は、補助金完結ではなく、地域住民が活動主体の全部又は一部を担うものとする。
- 3 複数町内で連携する場合は、町内ごとに補助するのではなく、事業に対して補助する。
- 4 同一年度における1町内の補助金限度額は、設定しない。
- 5 補助対象事業費及び補助金額の千円未満の端数については、これを切り捨てる。
- 6 事業の運営等の一切は、主催者が行うものとする。

様式第1号(第4条関係)

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業計画申請書

						平成	年	月	日
村上地域まちつ	づくり協議	会長	様						
112-0-300 2 2	- \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		125						
			1:	主 所	村上市				
				職					
			E	氏 名					
			j	車絡先					
村上地域まちづ	くり協議会	会地域で	うくり 支援 かんりょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょう しゅうしゅう しゅうしゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく	事業補	助金交付要	綱第4条	その規定	≟により	次の
とおり申請します。	0								
補助年度		補助事	事業の名称	R					
平成	年度	<u> </u>							
補助事業の目的									
補助事業の内容と	 :経費内訳								
事業費			円						
実施期間									
平成	年	月	日 ~	平成	年	月	E	1	
京本在日 (古诗)	レムハフ	<u>+</u> ¬ \ , , ,	51.1 – 1.	,					
審査意見(申請人	くにおいて	記入しる)					_
			会長		副会長		事務	局	_

様式第2号(第4条関係)

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業計画承認書

平成 年 月 日

樣

村上地域まちづくり協議会 会長

先に申請のあった計画について次のとおり承認したので、村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

補助年	芰		補助事業の名称
	平成	年度	
事業費			円

交付に係る指示事項

平成 年3月31日までに上記事業を完了してください。

上記事業を完了した場合は、次の書類を提出し、補助金の交付手続きをしてください。

実績報告書(様式第3号)

領収書又は請求書等

領収書以外の場合は、代金支払完了後領収書等支払が確認できる 書類を村上地域まちづくり協議会事務局へ提出してください。

事業実施中の写真

様式第3号(第5条関係)

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業実績報告書

職

平成 年 月 日

住 所 村上市

氏 名

連絡先				
村上地域まちづくり協議会	≹地域つくり支援事業	補助金交付要綱第5条	その規定により次の	
とおり報告します。				
補助年度	補助事業の名称			
平成年度				
事業費	円			
実施日				
 経過及び内容				
MEZE/XOTJI				
添付書類				
1 領収書又は請求書等				
2 事業実施中の写真				
事業実施確認結果(申請人において記入しないこと。)				
	会長	副会長	事務局	
		1		

様式第4号(第6条関係)

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業交付決定通知書

平成 年 月 日

樣

村上地域まちづくり協議会 会長

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業実績報告書を審査した結果、次のとおり確定したので村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助年度	補助事業の名称
平成年度	
補助事業に要する経費	円
補助対象事業費	円
交付決定額	円
特記事項	

様式第5号(第7条関係)

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金請求書

平成 年 月 日

t+t L+ル+ホ*± +- べ	/ I	1+力≐生人 E	+ +
村上地域まちづ	' י	ノ励俄云伎	様

住	所	村上市
單	哉	
氏	名	
連絡	各先	

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助年		補助事業の発	占称			
補助金	補助金交付決定額					
振込	上口座					
	金融機関名	錐	限行・金庫・信組 農協・漁連	本店・支店 出張所		
振	ふりがな					
込先	口座名義人					
	預金の種別	普通・当座	口座番号			